

## 災害時の相互応援に関する協定書

鳥取県（以下「県」という。）及び鳥取県内の市町村は、鳥取県内で災害が発生し、災害を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市町村が県又は他の市町村に応援要請する応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため、また、県を通じて行う他県又は他県の市町村との災害時の相互応援を迅速かつ円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- （3）救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇、航空機及び資機材の提供
- （4）医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- （5）被災者を一時収容するための施設の提供
- （6）全各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続等）

第2条 応援を受けようとする被災市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、第4条に定める連絡担当部局（以下単に「連絡担当部局」という。）を通じて、電話、ファクシミリ等により応援要請を行うとともに、後日、速やかに次に掲げる事項を記載した文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号に掲げる応援を要請する場合にあたっては、その物資等の品名、数量等
- （3）前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあたっては、職種別人員
- （4）前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあたっては、施設の規模
- （5）応援場所及び応援場所への経路
- （6）応援の期間
- （7）前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 被災市町村以外の市町村は、災害の実態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認めるときは、前項の要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、前項の要請があったものとみなす。

3 他県又は他県の市町村の応援を受けようとする被災市町村は、県の連絡担当部局を通じて応援要請するものとする。

4 県の連絡担当部局を通じて他県又は他県の市町村からの応援要請を受けた市町村は、速やかに応援の諾否を県の連絡担当部局に通報するものとする。

（応援経費の負担）

第3条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災市町村の負担とする。

2 応援を受けた被災市町村が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた被災市町村からの要請があった場合には、応援した市町村は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(連絡担当部局)

第4条 県及び市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡し合うものとする。

(連絡協議会の設置)

第5条 県及び市町村は、この協定に基づいて応援が円滑に行われるよう、鳥取県災害時相互応援連絡協議会を設置し、定期的に研究・協議するものとする。

(他の協定との関係)

第6条 この協定は、市町村が別に締結した災害時の相互応援に関する協定を排除するものではない。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、県と市町村が協議して定めるものとする。

以下のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書40通を作成し、各自が記名・押印をして、各自1通を所持する。

平成8年3月29日

鳥取県知事	西尾 邑次
鳥取市長	西尾 迢富
米子市長	森田 隆朝
倉吉市長	早川 芳忠
境港市長	黒見 哲夫
国府町長	木村 肇
岩美町長	澤 徳次郎
福部村長	村田 梅雄
郡家町長	和田 哲也
船岡町長	谷口 弘幸
河原町長	右近 利夫
八東町長	山根君太郎
若桜町長	盛田 可男
用瀬町長	池本 茂晴
佐治村長	下石 義忠
智頭町長	久本 温彦
気高町長	森本 成人
鹿野町長	川瀬 保男
青谷町長	姫田 員新
羽合町長	井上 正直
泊村長	宮脇 洋一
東郷町長	前田 正恭

三朝町長	安田真一郎
関金町長	竹田 哲男
北条町長	宇田川義徳
大栄町長	前田 八郎
東伯町長	米田 義人
赤碕町長	中井 勲
西伯町長	坂本 昭文
会見町長	宇田 学
岸本町長	野口 辰猪
日吉津村長	益田 信夫
淀江町長	森本 和夫
大山町長	門脇 正
名和町長	林原 茂樹
中山町長	下池 忠正
日南町長	岸 郁男
日野町長	生田 秀正
江府町長	福田 正臣
溝口町長	下村 道也